

# 阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和5年6月8日(木)

場所：3階委員会室

開会 9時00分 ~ 閉会 10時47分

委員会に付した事件

令和5年6月7日開会の令和5年第2回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長	7番	松田	穰
副委員長	6番	上村	萌那
委員	1番	米津	高明
〃	2番	白松	靖之
〃	3番	西村	容子
〃	4番	池田	倫拓
〃	5番	市原	旭
議長		末若	憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	柴 田 奈 美
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 智 彦

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	三 浦 貴
書 記	平 田 祥 子

## 審議の経過(要点記録)

開会 9時00分

○特別委員会委員長(松田 穰) おはようございます。それでは6月定例の行財政改革等特別委員会をはじめたいと思います。

最初に一言述べさせていただきます。

私は、普段定置網漁業をしながら海士漁もしたりしておりますが、去年から定置網漁業の方に、アルバイトですけど30代の若者がきてくれるようになりまして、また今年の4月からは、21歳の大学生が8月までなんですけど、卒論を書きはじめまでの間にアルバイトできてくれています。

確認したら30代の若者は、最初1/4ワークス、アグリな時間に応募して阿武町にきて、農業以外に以前漁業もやっていたこともあって、漁業も知りたいということで、午前中に定置を手伝って昼から農業を手伝う、新たな二刀流で頑張ってくれています。

大学生の方はこちらで働きだして、先日、卒業後に野島に入りたいという話になって、来年4月から定置網の方で、結局移住につながっていくような恰好になります。きっかけはいろいろあると思いますけど、そういった若い方で、農業や漁業に興味がある方が、やっぱりこうやって阿武町に住んでみようかと話になるのも、しっかりした移住定住政策があるからだと思います。

町内の事業者にどっぷりつかって仕事をするので、やっぱり人との関わりというのがすごく大事なんじゃないかなと、最近身に染みて感じております。そうした自分を変えるためにも、ハード面の定住政策も大事ですけど、しっかり町民のフォローというか、関わり方をしっかりやっていけば、今後の定住政策がよりよいものになるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、いろいろな人と関わりながら、まちづくりを進めていければと思いますので、今後もみなさん一丸となって頑張っていきましょう。

それでは、今日も慎重に審議をよろしく願いいたします。

○委員長 本日の出席委員は7人です。本日の委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第7号までの7件です。審議に入ります前に、町長のごあいさつをお願いいたします。

○町長(花田憲彦) 改めまして、おはようございます。昨日に引き続きのご出席、ありがとうございます。

今、松田委員長の方からお話もありましたけど、本当にいろいろな移住定住対策があるわけですけども、一番大事なことはですね、とにかく多くの人と関わる場を設ける、これに尽きると思います。これをしたらですね、その場では何も生まれないかもしれないけど、つながりというのは、何か引っ張ってくるという可能性を秘めています。何もつながなければ、何も生まれてこない。でも何かでつながっていれば、何かが生まれてくる可能性を残すということでもあります。

自分としてはですね、とにかくいろんなところに出かけて行って、とにかくいろんな人に会って、そういうつながりを付けていくということでもあります。

実は、明日、明後日と大阪の方に出張します。一つは、明後日、山口県の関西の同郷会というのがあるんですけど、山口県ですから知事もこられますけれども、知事以外の組長さん、大阪圏域の人たちが集まって、山口県出身の人がですね集まってきて、いろいろ情報交換するわけですけども、もちろん知事もこられ、そして組長さんあたりもこられて、いろいろ出身者の方といろいろ話をするっていうのがあるんですけど、毎年やってるんですけど、そういうのに出かけて行ってその中でですね、阿武町は、今年はどうだか知りませんが、今まで例年だったらですね、テーブル二つぐらい占めるんですよ、多分最大派閥、そのぐらい熱い人達がいるんです。奈古の赤木運営委員長の弟さんで清美さんっていう方がいますけど、神戸ビーフの大きな店舗を何十店舗も持っている、そんな大きな会社を経営していらっしゃるような方で、それでも何だかんだいいながらこちらに貢献、ふるさと寄付をしてくれたり、いろんな貢献をしてくれています。そういうふうなことでですね、とにかくつながっていくということです。

そして、明日行くんですけど、実はテクノスマートっていう170億円ぐらいの年商がある会社があるんですけど、その会社の社長がですね、宇田の尾無の、この前まで副団長をしておられた柳井利一さんの弟さんなんです。岩本清さんの甥っ子になるんですけど、その方が今の170億円の大きな会社の社長をしていらっしゃる、そういう方もいらっしゃるんですよ、それは私は知らなかったんですよ、いろんな話の中でそうかということを知って、私もちょっと直接本人さんに電話をしたんですけど、会社見学をさせてくださいっていうふうなことでお話をし、そして夜には一緒に会食しましょうというふうな話になってます。

そういうふうなことでですね、やっぱりつながっていくっていうことが、それが何か下心を持ってですねやるっていうのは、余り健全でないと思いますけど、やはり人がつながっていくときに何かがおこる、ということを感じてます

から、とにかく私は今出かけて行って、いろんな人とつながって、例えば今このキャンプ場使ってくださいけども、ちょっと話が長くなりますけれども、今度、あそこでレノファのパブリックビューイング、アウェーの試合をこちらで写して、あその会場を使ってですね、やるとかですね、マツダの研修もこの前きてくれました、今から多分定期的にきてくれると思います。

それも、レノファに出かけて行って、マツダの社長と懇意になり、UPRの坂田社長とも懇意になり、レノファのホームタウン担当の営業部長とも一緒にいろいろな話ができるようになって、そういうふうなことが実現しておるんですけど、とにかく出かけて行って、いろいろな人と話をし、つながっていれば何が生まれるか分からないと思いますから、今からもしっかりそういうふうに出かけて行って、つながりを広げていくっていうことに務めたいというふうに思います。

その中で、今日は一部観光、あるいは定住関係の条例改正等がありますから、しっかりとご審議いただきたいというふうに思います。

○委員長 続いて、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長(末若憲二) おはようございます。今日は特別委員会、大変ご苦勞様でございます。冒頭委員長からなんか嬉しい話が聞けましたし、町長からも、先行きちょっと明るいところが見えるようなお話もありました。

我々この委員会ですね、何ととっても、町民目線で物事を考えて行ってほしいと思っております。議案7件ですが、しっかりと審議のほどお願いいたします。

○委員長 ここで会議録署名議員の指名をさせていただきます。3番、西村容子委員、4番、池田倫拓委員へお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算(第1回))の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

○白松委員 6月議会ではよくある事案と聞いたんですが、この専決処分の定義について、分かりやすくお聞きしたいです。臨時議会も一つの方法ではないかと思っているんですが。

○町長 まず先決処分というのは、専決処分書に書いてありますけど、地方自治法の179条の第1項にそのやり方が書いてあるんですけども、その理由としては、

時間的余裕がないというのが大きな名目であります。

ただ実はですね、例えば税なんかにしても、税率を決めたりすることにしても、確定ができないんですよ、例えば確定申告が終わらなければ、そしてそれを全て注記していかなければ出てこない。処分日は3月31日になってるんですけど、なかなかそういかないこともある。最大の理由はですね、いろんなことが起こってくる、そのときにその都度都度議会を招集してやるのか、それもありますよ方法としてはあります。それともう1個、なんていうんですか、今回もありますけれども、国から示された補正予算、法令で決まってこれをしなさいと、ただ単純に降りてくるだけの今回の低所得者分ですよ。こうしたものは、もう審議の余地がないというんですか、国で決められたものを町が出していただくだけの話、そこに裁量の余地はない、町がそれはやめましょうよということとはできないですよ。そうしたものは、もうルーチンのものと捉えて、それをわざわざないお呼びして、臨時までやらなきゃならない、臨時についても、はいやります、はいどうぞという話にはならない、みなさんに告示して、1週間とかの期限前にみなさんにお知らせして、招集しなければならない。だからやりますよ、じゃ明日集まってくださいという話にならない。事前に告示してやっていかなきゃならないというのがあって、いわゆる軽微なものについて、そして裁量とかそういう政策的な、裁量的なものはさまる余地がないものについては、阿武町だけじゃなしに、ほとんどのところが専決でやるということです。ただ、そのところの大事なポイントは、裁量の余地がはさまれるものについては、他所がやってもうちはやらないという選択はある。過去にやったのは、国保の税率を決定するときに、四つの要素で決めていた時代がありました。4つの要素とは、均等割、平等割、所得割、資産割という四つ。国保の均等割、世帯別平等割、所得に応じた所得割、そして固定資産をどのくらい持っているかということで、それも一つの税の決定の根拠ですが、あんまりそれが残ってるのは少なくなって、他のところは資産割というのは全部外してたんですよ、阿武町がずっと資産割が残ってて、それを外すときに、他所なんかは税率決定なんでルーチンなんで専決処分ですとずっとやるんですよ。ところが阿武町については、資産割というのを止めなければならないというふうなことになったんで、それを辞めるときには、他のところは全部専決処分でしたけど、うちはやっぱり議会にかけなきゃいけないという判断をしましたから、臨時議会を開いて、これ重大な要素が1個減る、資産割をやめるという話ですから、やった経緯があります。ですから、やっぱりその議案の軽重によってですね、

判断をしなきゃいけないというふうに思いますから、例えば今回の国保税条例の一部改正あたりについても、そういった要素が加われば、多分臨時議会をやると思います。でも今回もルーチンに近いものだから、もう国で決めてることなんで、ここにも裁量の余地がない、なので今回は専決にさせていただいたとそういうことです。

因みに蛇足ですけど、専決処分というのはですね、例えば議会で否決しても、有効なんです処分が、処分した段階で処分自体が決定するんです。ですから、私に関与している組織の団体なんかは、専決処分を報告し承認を求めることについてという議案じゃないんです。専決処分を報告しますで終わるんです。ですから、質疑はしてもいいけど、否決可決という話はない、報告で終わるんです。阿武町の場合は、承認を求めることについてですから、ただ否決されても、これは法律論の問題ですけど、処分そのものは有効ですから、否決されたら、そうですかっていういうだけです。そういう決まりです、これは法に基づいた決まりです。

○白松委員 詳しい説明をありがとうございました。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、議案第1号から議案第3号までの3件について、原案のとおり承認すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第1号、議案第2号、議案第3号は原案のとおり承認すべきことに決しました。

○委員長 次に議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、続けて議案第5号、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例、議案第6号、物品売買契約の締結についての3議案について、一括して審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

○白松委員 議案第6号、福賀分団の小型動力ポンプ付積載車が30年を超えているということで、指名競争入札で税込み1,154万円でかなり高いなと思います。入札は何社あったのか質問です。

○副町長(中野貴夫) 案内は5社、実質的に参加されたのは4社です。1社は欠席でした。入札は2回目で落札いたしました。

○白松委員 原材料が高騰しているの、かなり昔に比べれば車両も高額になっているのかなと思いますが、これからもこういう状況でしょうか。

○副町長 特殊車両でありますので、1回目ではなかなか落札せずにですね、2回目で落札ということで、値段は適正かなと思っております。

それと原材料の高騰もですけど、世界的にこういう情勢で、なかなか材料が調達できないということです。年度内に仕上がりた方がいいなと懸念しておりまして、最悪は繰越も起こり得るという話も聞いております。そんな状況です。

○白松委員 今回の防災訓練で、かなりポンプが不調でエンジンがかからなかったってということで、早く更新をしていただきたいなと、紐を引っ張りながらつくづく思ったところです。早く配備されるよう、働きかけをお願いします。

○委員長 ポンプだけでも先に納品はできないんですか。

○副町長 業者と協議をしてみます。

○市原委員 今更ですが、何か改善してほしいとかいう要望を出せないでしょうか。というのはですね、エアクリナーがありますよね、空気を吸うところ、キャブレターの手前のところですが、以前水没したことがありますして、中村集落あたりは道路が陥没して水没するところがありますので、そこを可搬が通りかけて、キャブレターが水を吸ってしまって、エンジンがダメになってしまったという感じなんです、その吸口のところを少し高いところにはできないかというのは以前から思っていました、可能なら改良をお願いします。

○副町長 業者と協議をしてみます。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、この3件について、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて予算関連で、議案第7号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

○白松委員 弁護士等委託料について、説明をお願いします。

○副町長 公文書の開示請求に対する開示決定を不服とした原告から、公文書開示義務履行等請求事件として、公文書の写しを交付する開示請求、および損害賠償請求を求める訴訟が起こされたので、それに対する弁護士事務所への委託



金ということになります。

もう少し詳しくいいますと、公文書開示義務履行等請求事件という名前です、東京在住の学生と思われる年齢の青年からですね、訴えが起こされたということでもあります。訴えの内容につきましては、原告の青年からですね、阿武町が保有する預金通帳の一切の開示請求が求められました。阿武町が保有する預金通帳の一切ということが書かれておりましたので、弁護士等に相談するとですね、中にはいろんな公文書をですね、いたずらにマニア的で全部出せというようなことをいってくる人がいる、県であったり市であったり警察であったりするんですが、そういう形です。一切ということで、どういうことが分からなかったので、担当の方からですね、その原告の方にですね、いつの期間が必要になるかということを確認いたしまして、令和4年4月から6月末の期間の預金通帳の写しでいいということで、目的は出金記録が見たいと書いてありましたので、原告に対して、阿武町情報公開条例に照らし合わせまして、該当する箇所として、預金通帳の預かり金先とか印影は黒塗りをして、原告に公文書開示決定通知書と一緒に預金通帳の写しを送りました。

この開示決定に対して原告からの訴えとして、公文書である預金通帳の全部を開示する旨の決定であるにもかかわらず、黒塗りがされたままであり、役場は公文書開示決定に係る公文書である写しを交付する方法により開示せよと、黒塗りをせず開示せよと、こういう要求であります。

また国家賠償請求として、役場は開示義務をいたずらに怠り、現在に至るまでその義務を履行していない。このことにより、いたずらに不安感焦燥感を感じ、精神的苦痛を得たものであり、金2万円および原告が公文書開示決定通知書、および公文書の写しを受理した日から支払済みまで民法所定の年3分の割合で金員を支払え、そして訴訟費用は被告の負担するように求められているものであります。町といたしましては、公文書の情報開示につきましては、県の担当課や弁護士とも相談しながら、原告の目的とした出金記録を閲覧するためという理由を鑑み、不必要な箇所は黒塗りをして、出金記録のみを開示するなど、真摯に対応してきたところでありますが、今回、原告から訴状が提出され、町といたしましても対応しかねるため、今回、弁護士事務所の方に訴訟を一任するという事で委託料を計上させていただいたところであります。なお、金額の内訳でありますけど、一応見積もりをいただいておりますのが、着手金が25万円＋消費税、終了時の弁護士の報酬が25万円＋消費税、その他出廷日当が1回につき27,500円＋消費

税、その他実費がかかるということで、70万円程計上させていただいております。弁護士事務所の方から、通常の基準に照らし合わせると、かなり安くさせていただいているということです。

○町長 実際に請求されているのは2万円を支払って話なんですけど、訴えを起こされている方が、司法書士か何かを目指されている学生かなんかだと思います。趣味とはいきませんが、そういう方が全国に沢山いらっちゃって、勉強としてやってみる、それが事実かどうかわかりません推測ですけど、そういう実際に自分がやってみて、どういうふうになるかということだと思います。

我々としては、個人名が特定される部分は、当然黒塗りせざるを得ないということをやっているんですけど、それがいけないと、一切を見せていないというふうに話できてます。私の感覚では訴訟することが目的じゃないかなというふうに考えてます。どういう訴訟が起こって、どういう弁護士とのやりとりが起こるかということを経験されているんじゃないかなという感じを受けています。ですから、2万払えば済むという話ではなくて、我々は我々としてちゃんとした対応をしないといけないので、ただそれをする役場職員はもちろんいませんので、やむなく弁護士事務所に委託しなきゃいけないというようなことで、こういうことはですね、なんかいっぱい、どの市町も抱えておるような状況なんですけど、我々としては困る。この度のことだけじゃなしに、情報公開というのはすごく出てくるんですよ、こういうことが、ですから行政係平田補佐おりますけども、本当これの処理とかで大変時間を取られて、情報公開の時代ですからそれはそれでよいんでしょうけども、あまりにもそれを乱用してもらうのもどうかなあというふうに思います。だんだん増えています。そういう実情があります。

これについては、我々にももちろん力はありませんから、訴訟やりきるだけの力はありませんから、僅かな2万円の金に対して70万円という話でありますけれども、もう組まさせていただくしかないということもご理解していただけたらと思います。

○白松委員 カーポート設置工事、ふくすけ便のカーポートを設置されるということですが、だいたいどのあたりに設置されるのか、また、なごやか便、ふれあい便の車庫等の現状について教えてください。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 奈古と宇田郷については、10人乗りのコミュニティワゴンのガレージ、シャッターが付いたものが3地区とも同じものですね、奈古については役場駐車場、宇田郷についてはふれあいセンター裏駐車場に据え

られております。

本庁と宇田郷については、鍵がそれぞれ役場の宿直にあって問題ないんですけれども、福賀については鍵が支所にあって、駐車場が離れた診療所にあるということで、なかなか使い勝手が悪いということですね、この度のうそんセンターの舗装をやりかえるということがありまして、それにあわせて、今、支所長と話しながら、国旗掲揚台の横あたりに、2台分の耐雪のカーポートを据えたいということで予算化させていただきたいと思います。ふくすけ便の代表の方とも協議をしながら進めております。

○西村委員 清ヶ浜清光苑の工事ですが、雨漏り以外の工事はありますか。

○健康福祉課長(矢次信夫) 修理については雨漏りだけですが、和式トイレが6ヶ所ありますので、これを洋式に変更する工事も併せて行います。

○白松委員 児童福祉総務費の備品購入費ですが、外国人先生の住居用備品と昨日説明がありました。55万円予算が組んでありますが、差支えなければ内容を教えてください。

○健康福祉課長 これにつきましては、現在ご存知のように、サブリナ先生とゾエ先生の2名がいらっしゃいます。サブリナ先生につきましては、この7月をもって一応退職ということになります。ゾエ先生については、来年の3月をもって退職になります。ということで、次の先生にきていただくように準備をしているところなんです、引き継ぎ期間があった方がいいということですね、サブリナ先生については、後任が6月末にくる予定にして、1ヶ月ほど引き継ぎ期間を設けます。その後、ゾエ先生につきましても、1ヶ月くらい早くきてもらって、引き継ぎ期間を持ってもらおうかと思っております。その過程ですね、1ヶ月間は3人体制になりますので、その3人目の必要最低限の備品を準備しておきたいということで、今回の計上になっています。

内容についてはですね、テレビや洗濯機の必要最低限の電化製品です。それから、15万円ほど消耗品も計上させてもらっておりますが、これについても同様に、鍋とか洗剤とか、そういったものを予定しております。

○白松委員 林業政策費の修繕料20万円について、詳しく説明をお願いします。

○農林水産課長(野原 淳) 自伐型林業で購入しましたバックフォーが2台と、林台運搬車、2トンユニック車等々ございますけれども、今現在この20万円が何の修繕料と特定はしておりませんけれども、使用の段階でどうしても修繕が必要になってくると思われますので、それに対応するためのものです。

○**白松委員** 電力・ガス・食料品等価格高騰対策商品券についてですが、以前、まちづくり懇談会等でも1人に対して6,000円の商品券、第4弾の商品券を配布されるということで、今回からは電子決済でも使えるようにするという事になっておりますが、過去の第1弾から第3弾があったわけですけど、その使用状況というものを含めて、なぜ1人6,000円という価格に落ち着かれたのかということの説明をお願いします。

○**まちづくり推進課長** コロナ対策の交付金があって、それをベースに商品券事業と、町の一般財源をつぎ足して、1,100万円ですけど、事業者支援を行っております。阿武町はくれぐれも他所と違って、プレミアムではなくてですね、実額を全町民へ交付すると町長が決められましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

初回はV字回復ということで、総額3,000万円でやりましてですね、これは大型店を除いたんで、ちょっとご紹介しますとですね、総額は3,039万2,000円でした。1番の使用先はこのときは道の駅で、844万8,000円です。2番目が奈古のリカーズみよし、酒の販売店ですけども、304万円です。道の駅が28%で、リカーズみよしが304万円で10%、3番目が奈古のエディオン阿武店で284万8,500円で9%、4番目が宇田郷のうおなの郷で209万2,500円で7%、5番目が奈古のサン美容室で195万4,500円で6%、6番目が福賀の福の里で159万1,000円で5%みたいな感じですよ。

次に2回目の7,000円お配りした分ですけど、総額の使用額が2,128万1,500円でした。この時から物価高騰対策ということで、町内のサンマートとウォンツを商工会加盟ということを前提に対象としました。

このときは1番がサンマートで676万9,500円、割合にして32%、2番目がウォンツ阿武店で543万8,500円で割合26%、3番目が道の駅で171万6,500円で8%、4番目が吉岡土建で102万2,500円で5%というような感じですよ。

最後が6,000円をお配りした物価高騰ですけども、総額が1,802万3,500円の使用がありました。このときも1番がサンマートで575万6,000円で割合32%、2番目はウォンツ阿武店で495万4,000円で27%、3番目が道の駅で138万円で8%、4番目が吉岡土建で107万5,500円で6%みたいな感じで、物価高騰ですから、その生活に密着したものに充てられたということでした。

今回の6,000円の理由ですが、国からの交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、2,615万8,000円ありまして、この金額をにらみつつ検討した結果ですよ。

○**町長** 2,615万8,000円が国から貰えるお金なんですけど、支出については39ページの今の個人に配る商品券のやつと、そしてもう1個が前に実施しました事業者向けの分、それと事務費を入れて3,095万円ということで、手出しが400万円ぐらいは町の単独を突っ込んで、予算を組んだというふうなことです。

それは1万円とかやればいいんでしょうけど、これも切りがない話で、極端な話、根拠としてですね、1万円の根拠は何かといわれてもですね、根拠を示すことは難しい訳で、いただいたお金で全部クリアするのであれば5,000円でもいいんですけど、6,000円ぐらいまでは何とか単独を入れてでもやろうじゃないかっていう話の中で決定しました。ただ課長もいいましたように、私は基本的にとにかくプレミアムとかいうのはお金持ち優先というふうな感じがあるので、お金を持った人がプレミアム、限度はあるんでしょうけど、例えば10万円現生がポンと出せる人が恩恵にあずかる可能性が高いんで、そうじゃなしに、みんな平等にということになれば、同じ商品券を配ったほうが、高所得者であれ低所得者であれ、お金はお金ですから、その額面だからそれが一番いいんじゃないかなというふうな思いがあって、私はプレミアムはやりたくないというのが前から言っておるとおりでありまして、そういう感じでありますし、本年から言えば、1回目にあったV字回復みたいに大型店舗を除きたい、もっと地元にと落としたいという気持ちはあるんですけど、2回目のときに国に協議したら、それはダメといわれたんです。あくまでも物価高騰で、住民の日常生活に根ざしたいつもの買物が軽くならなきゃいけないという趣旨ということで、やむを得ず大型店舗も入れて、町内の全店舗ということにしています。

○委員長 ここで休憩をとりたいと思います。

休憩開始／10時00分 会議再開／10時10分

○委員長 みなさんお揃いですので会議を再開します。

○副町長 先ほど消防車の件で、エアクリーナーの位置とポンプの早期納品ができないかというご質問がありましたけど、休み時間に平田補佐の方がクマヒラセキュリティに確認いたしましたら、ちょっとシャーシの問題とか、またポンプもですね、それに合わせてレール製作とかの問題があるので、メーカーに問い合わせないとわからないので、直ぐには回答が難しいということですので、少しお時間をいただきたいと思います。

○上村委員 この商品券があぶ Pay を導入されるっていうことなんですけど、これについて説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 町ではこの度の新型コロナの感染拡大を受けて、接触機会の減少に伴いますウイルス感染症の拡大防止でありますとか、そもそも、ペーパーレスによる労力経費の節減であるとか、いわゆるそういったところでキャッシュレス化を進めております。

そうした中で、昨年度は道の駅を実験場として、ポケ Pay という1番イニシ

ヤルコスト、ランニングコストが安いプラットフォームがあるんですけども、それを活用して、その上に阿武町独自のあぶ Pay ということで、ポイント付与の仕組みを作りました。この度ですね、このことを全町にも広げていきたいというところで、ちょっと事前に予算前ではありますけれども、予算成立前ではありますけれども、商工会の方に動いていただいて、町内3地区で説明会を行いつつですね、紙券の方では34事業所、そのうちデジタル商品券の方で22事業所の方に手を挙げていただいて、この度やってみようということになっています。

通常の紙券の方はこれまで同様、使いやすいように500円券を12枚ということになりますけれども、あぶ Pay については、まだお1人お1人ということが技術的にできませんので、世帯の代表の方、決して世帯主ではなくて、家族の中で500円程インセンティブで換金手数料がなかったり、郵送料がかかったりしませんので、6,000円のところ6,500円ということ、優位性を持たせて、インセンティブをつけてですね、世帯の代表の方にその申請登録をスマホでしていただくわけですけども、なかなか高齢者の方も難しいでしょうから、町内3地区ですね、これの説明会をこの度6月1日採用の、集落支援員の方をメインに、各地区のセンターの方で説明会を開催して、事前準備をして、入力したデータを7月1日時点の阿武町に住民基本台帳を置かれている人と名簿対照をアナログですてですね、いらっしゃるということであれば、8月1日時点をもって、6,500円×人数分をその世帯の代表の方に付与して、22の加盟店の方でQRコードを読み込んでいただいて、買物の金額をレジを打たれた方からいくらですと聞いて、1,000円なら1,000円、これは1円単位で使えますので、500円券じゃなくて1円単位で使えますので、その金額を打ってレジの方に確認してもらって、いいですよということであれば決裁ということになります。そういった形で取り組もうとしています。

○**上村委員** 予算のことなんですけど、予算が1,875万円台で、デジタルは500円インセンティブがあるということで、申請次第ではちょっと予算額が変わってくるのかなと思いますが、どうでしょうか。

○**まちづくり推進課長** 予算には商品券部分と送料部分、また、銀行にお店の方が持ち込まれた際には4.4%の換金手数料がかかりますので、その割合が変わってもですね、内部の振替になるわけでありますので、全員があぶ Pay を選択されたとしても、予算不足になることはありません。

○**委員長** 34事業所のうち22事業所があぶ Pay を導入ということですが、読み取る方の店舗側の機械は設置済みですか。

○**まちづくり推進課長** この度はデジタルとはいえですね、QRを読み込むだけで実際はアナログなんです。サーバーがあって、そちらの方に読み込んだものがいくんですが、やることについての手数料とかもろもろはですね、金額の1%とかで他と比べてはるかに安いんですけども、地域内循環を地方創生の

事業の方でお店分を負担しようと思っております。その端末をそれぞれに据えればまたもうちょっと膨らんでいろんなことができるんですけども、今回の商品券事業では、そこまでは必要ありませんので、簡易的なやり方で、まずはデジタルの入口というところですよ。

○町長 QRコードを書いた紙が1枚店舗に置いてあるだけ、それを読み取るだけで、店側は何もいらぬ。お店は機材がいるわけじゃないです。

○西村委員 地域プロジェクトマネージャーというのは、どのような内容の業務をされるのでしょうか。

○まちづくり推進課長 地域プロジェクトマネージャーというのは、総務省の方でやっております、全額特別地方交付税が充たる事業です。地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際に、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠ですが、そこで市町村が関係者間を橋渡ししつつ、プロジェクトをマネジメントできる橋渡しができる人材について、地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度、これは令和3年度から創設がされたところがございます。令和4年度は70市町が活用しているということでもありますけれども、阿武町については、無角和牛の振興やブランド化みたいなところを農林水産課を中心にされておりますけれども、具体的にその中で100周年記念誌とか作る中で、東京の渡辺さんというシェフがいらっやって、議員さん一部は町民センターでその方の焼かれた肉を直接食べられたこともあるかと思うんですけども、大変、無角に強い関心を持たれてですね、それこそ東京赤坂の店は辞めて、シェフは辞めて無角に没頭したいというようなことありましてですね、これは阿武町の住民にならないといけぬわけですけれども、一つは農林水産課サイドで、今、黒毛についてはA1、A2、特にA5一辺倒で、サシの入った肉が素晴らしいんだというふうな評価基準がありますけれども、今これが、例えば高知県の方では、TRB、土佐レッドビーフ、赤身肉を別の基準をですね設けて、生産振興とブランド化を図られているというふうに通っております。無角についてもですね、黒毛と同じ土俵でやると、とてもとても今の価格差というか、値段のハードルが越えていけませんので、無角は無角として、そういった基準を作りつつ、また外の方、料理店であるとか消費者であるとか、関係者であるとか、そういったところのですね、まさに橋渡しをしていただきながら、特に私の面ではそれを観光資源として活用していきたい、そういった人材をある意味制度を活用して、誘致をしたいというところで検討させていただいたところがございます。7月1日からを想定しております。

○上村委員 キャンプフィールド内のテストキッチンをABCスタイルに委託するっていう事業が入ったと思うんですけど、今ちょっと担当者の方がいらっやらない状況ということで、募集状況とかを教えてください。

○まちづくり推進課長 上村委員おっしゃるとおりで、常勤という方がいらっ

しゃいません。一生懸命やりとりをしてるんですけども、九州あたりの方で、今度面接をする予定にしてるんですけども、その状況を踏まえてということでございます。

○白松委員 K I Y O G A H A M A B A S E防火帯設置工事 50万円について、詳しく説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 元遠岳キャンプ場とっておりましたが、条例を定めて、ABUキャンプフィールドのK I Y O G A H A M A B A S Eということで、5サイトのキャンプ場が清ヶ浜に建設してございます。

あそこはもうサイトの隣にすぐ生垣があって、遠岳山に接しておりますので、イメージとしては、今、町道の草刈軽減で法面にモルタル舗装をしてますよね、あのような感じで、法尻から斜めですけども1.5mぐらいを7cm厚のコンクリートで、延長も110m弱あったかと思うんですけども、防火帯を整備したいということなんです。

○町長 この前、大覚寺のところで火事がありました。三十三間堂のところに行きそうな感じだったんですけど、これダメかと思いましたが、何とか消防団の方が食い止めてくれましたけど、あのようですね、山に這いあがると、あそこはK I Y O G A H A M A B A S Eは、山際のキャンプのサイトと山の斜面の間に水路があるんですねU字溝が、そこまではいいんですけど、僅かしか幅がないので、もし何かの拍子にキャンプの方から火が来たら、この僅かな幅はすぐ超えると思うんですよ。もしこっちに火がついたら、どこまでいくかわかりません、斜面を上がっていきます。斜めに上がっていったら遠岳山のおつぺんまでいくような状況なんで、大変被害面積も大きいことになるんで、それを何とか未然に防ぐ対策だけはしておかなくてはいけないだろうということで、キャンプ場の平場があって、山際に水路があって、そこへコンクリートを張ろうと、防火帯として、この法にですね、そうすると火がきても、1.5mぐらい防火帯があれば大丈夫だろうと、もしかしたら、それを飛んで上がることもあるかもしれないけど、取り敢えず1.5mは木がない状況なので、1.5mほどコンクリートを張っておけば、あまり景観としてはいいものじゃないけど、ただ火災が起こったときの被害を考えれば、それは勘弁してもらわないとしょうがないということで予算を組まさせていただきました。

○白松委員 ABUファクトリーパーク造成工事測量設計業務委託料と、ABUファクトリーパーク整備事業用地取得費について、説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 未来に向けた名称と思っておりますが、ABUキャンプフィールドではないんですが、ABUファクトリーパーク整備事業ということで、別紙の図面を見ていただきながら、説明させていただきます。

名称はともかくでありますけれども、この後、現地踏査がありますので、現地の方で詳しくと思っておりますが、昨日も説明いたしましたけれども、山陰道がで



すね、鋭意工事が進んでおります。木与の第3トンネルについては、一応もう、でき上がったというふうに聞いておりますけれども、木与の方の出口、木与インターというのかどうかわかりませんが、その側にすね、赤い枠で囲った部分がおおよそ4haで田んぼでございます。右の黄色い方が全てで2haありまして、全てではありませんが、ちょっと平たくなるところは国交省の土地で、その他山になっているところは、元々の地権者のままです。この赤いところをすね、これは地権者がおられて、なおかつ木与のなぎさファームが耕作をされてるんですけれども、木与のなぎさファームの方に打診もしながら、地権者の方にも内諾をいただく中で、これから工事がどんどん進んでいく中ですね、事業残土が莫大出てきます。今福賀へ行くところの上郷のところとか、惣郷のあたりにも随分土を入れさしてもらってるんですけれども、そういった泥を置く場所が必要なことと、場所がそういったとこでありますので、将来の阿武町にぜひ、冒頭、町長もいわれましたけれども、積極的な営業をかける中ですね、ナベルさん、鶴惣さんに続くような、またその拡張があるかもしれないけれども、事業所に進出をしていただきたい、そういったことをすね、これまではお話があつてから進めておりました、寄り添う形で進めておりましたけれども、そういったよい場所があつて、よい土が確保できるといった状況がありますので、4haですから小さな工業団地ではありますけれども、整備をしたいということで、予算計上させていただいたところがあります。

費目12の委託料2,700万円については、概算ではありますけれども、これだけの面積でありますので、測量設計、そしてまたいろいろ農地の転用とか、農振除外、開発許可申請とかです、そういった業務の委託等で見込んでおります。公有財産購入費につきましては、隣接地が道路用地として買われた金額がありますので、それに面積をかけたところを計上させていただいたところがございます。

○町長 図面ですけど、2haと書いてあるところの上の斜面に法がありますが、その上のところ、画面で見えないところにリングがあつて、右側の道路は国道191号、予定地と書いてあるところのさらに5~6cm上ぐらいのところに見えませんがリングがあるということですね。ずっと道路下がって行って、ここに下の真ん中に恵寿苑、清光苑の一部が、ちょっとオレンジ色の屋根みたいなのがありますが、位置的にはそんなとこで、黄色いところの一番とんがったところの先が木与第3トンネルがあるということです。それで、黄色いところはすね、実は国土交通省が、この山陰道の区間の中で、例えば除雪車とか、融雪剤を備蓄するとか、そういう特殊車両とかの備蓄所にするのが黄色のところ、これはすでに国土交通省が買収されてます。今度はこの道路の山手側は、1haと3ha、ここに残土を利用してミニ工業団地を作りたいというのが私の思いで、というのが、やはり、ある程度の規模の工場になると、例えばナベルさんがそ

うですけど、はじめは、道の下でこられましたけど、結局、面積が足りないから道を挟んだ上、田んぼがあったんですけど、削ってこちらが造成したんですけど、そういった経緯があって、やっぱり拡張性がある場所でないともまずいと思われま。

それと、やはり今、泥そのものは持ってきてもらえるわけですから、今のうちにこういったもの、もちろん今の形のままでなく、形は今からの測量設計の中でどう設計していくかという話になりますけれども、いずれにしても、今のうちにそういったミニ工業団地を作っておかなきゃならないだろうということを思っています。というのが、やはり若者の就業の場というのをしっかり作っておかないと、就職する場が、現実問題としてないです。帰ってこいといって、勤める場所がないという話になります。ですから、まずは、何がどうこうという話ではないけれども、作って、それは、空振りになるかならないか分かりません。それはバシッとハマるかもしれないし、10年先になるかもわからない、5年先かもわからない、そのことはまだわかりませんが、何にしても、ことが起こって作るというのは、例えばこれはことが起こって作ると何年もかかります。埋めて、それで泥が安定して、それで行きましようよと話になるわけですから、そうすると今のうちにあてがあってもなくても、作っておく、将来に向けて投資しておく必要があるだろうという思いでいろいろ当たったところ、ここであれば何とかかなりそうだなということでもあります。

益田市に臨空リンクファクトリーパークという、心地のよいような名前の工業団地があります。あそこもずいぶん埋まっています、すごいなと思います。我々はあまり感じないけども、この山陰道っていうのが、島根鳥取は令和8年には全部開通します、そのような状況の中で、すごく出雲の方とかですね、発展しています、いろんな工場が建設されておるといようなことですね、我々もやっぱりそれに乗っていくぐらいの気概を持ってやらなきゃいけないし、やっぱりこれを作って、一つの背水の陣じゃないけれども、やっぱりそれに向けてですね、もう少し企業誘致のピッチを上げていくと、努力をするというためにはやっぱりこういったものを持って、阿武町にはこれがありますよと、たまを持ってですね、こられたら作りますよというんじゃないで、これがあるからどうでしょうっていうものをぜひ作っておきたいというふうな思いの中で、思い立って、この泥がでるうちにやりたいと、そういうことで今回、予算を組まさせていただきますところでもあります。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で本日の委員会に付託されました、議案第1号から議案第7号についての審議を終わりますが、全体を通して、質問や確認事項はございませんか。

○白松委員 阿武町介護保険料の過大徴収について、2019年度の介護保険料で町民3人から過大に徴収していたことで、5月31日の新聞記事で発表がありました。

山口市、周南市、下関市でも同様の課題徴収や還付ミスが発生しているようです。阿武町において、徴収ミスが起こった経緯と、3人の町民のみなさんへの対応と、これらの再発防止に向けた対策について、説明をよろしくお願いします。

○戸籍税務課長(水津繁斉) お手元に記者発表の資料をお配りしておりますので、ご覧いただけたらと思います。新聞記事は、これを元にして書いております。

ここに書いてありますように、全国の自治体で介護保険の賦課誤りの報道があり、調査したところ、税の過年度更生があった介護保険の処理について、介護保険システムの設定誤りにより、保険料が過大に徴収していることが判明しました。

この介護保険料を、あるいは介護保険を処理するために、介護保険システムを使っておるわけですが、この介護保険システムが4市1町、具体的に申しますと、周南市、光市、下松市、柳井市、そして阿武町の4市1町で同じ介護保険システムを使っています。他の住民基本台帳システム等も同じように使っておるわけですが、同じ介護保険システムを使っている中で、先ほどいいましたように、全国で賦課誤りが発生しているということで、調査してみたらですね、阿武町の中で3人ほどミスが判明しました。具体的になぜそれが起きたかということで、原因として介護保険システムの設定誤りということで書いておりますが、ちょっとその辺を具体的にいいますと、介護保険料の賦課決定が、介護保険法が平成27年4月の改正によってですね、賦課決定の後に、更生で賦課決定をするときに、どういうふうにごとまでが該当するかという法律が改正されました。そのときに、当該年度の最初の保険料の納期の翌日から起算して、2年を経過した日以降はできない旨が規定されているわけです。最初の保険の納期っていうのはですね。普通徴収と特別徴収で違いまして、普通徴収の場合は6月30日、特別徴収が5月10日となっております、それからそれぞれ2年を経過した日を賦課期限とすべきだったんですが、システムの設定が、介護保険法の改正に伴い改修されたにもかかわらず、その動きをコントロールする設定、パラメータともいいますが、設定があつてで

すね、当初、普通徴収の納付期限のまま動くようになったままになってたということで、これが見過ごされておってですね、先ほど申しましたように、全国的にそういう報道があつて調査したところですね、そういう設定誤りがあつて、阿武町で3人該当がいらつしゃつたということで、システム業者から報告がありましたので、実際に確認しました上で、みなさんに訪問してお詫びして、過大に徴収していた部分については、返金の事務的な処理は既に済ませております。

今後のことですが、この記者発表資料の一番下に再発防止策として書いておりますが、今回法改正に伴つて処理が変わつたのに、システムの設定が変わつてなかつたということでミスが起こつたわけですので、そういう法改正後、ちゃんとその法改正の趣旨通りにシステムが改正、設定も含めて、ちゃんと改正ができてかどうかというのを、システム業者と情報共有し、また確認するというので、適正な事務処理の実施に万全を期したいということで考えております。

○議長 4市1町で同じシステムを使つていることですが、阿武町は3人あつた、他の4市はどうだったのですか。

○戸籍税務課長 周南市が合わせて19人、34万9,900円、光市が合わせて3人、4万6,540円、下松市は1人、1万6,800円、柳井市はたまたま該当がなかつたということです。

○町長 システムについては、我々が操作してゐるわけではないんです、日立システムズ、業者さんがシステムを本当は変更しなきゃいけないところを、ちゃんとしなかつたということで、当然4市1町は同じシステムで動いてゐるんで起こるんです。起こつたけど、柳井市さんはたまたま該当する人がいなかつたっていう、それはたまたまの話であつて、全部が間違つてる、システムそのものが一つの物ですから、全部が間違つて、たまたま該当の人が柳井市さんはいなかつたということです。

ですから、実際問題としてですね、今年度でいえば、システム変更を我々が全部チェックできるかといつたら、それはちょっと現実問題としては、話としてはチェックすべきという話はわかるけど、そのシステムを我々が見きれぬ力があるわけではないし、ですから、今回そういったことが現実には起こつたんですけど、やっぱりここで連絡を密にしてですね、法改正がありまたよと、もちろん知つてゐるわけですけど、そこら辺でですね、あと対応についても、ちゃんと誠意を持ってですね、対応していくということで、こういったことは、今からももしかしたら起こりうる可能性としてはあります。我々の手の届かないところで、届きにく

いところで、システムというのは我々が動かせるわけでもないんです、だからというわけにはいきませんが、現実問題としては今そういう状況です。それが全国で起こった。その解釈誤りが全国で起こった、要するに業者さんの、システム設定のときの解釈誤りが全国で起こったから問題になって、調べてみたらやっぱりこの4市1町の業者さんも同じようなことが起こっていたということです。

○委員長 他に質問や確認事項はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では、事務局や各課から報告事項等がございましたら、お願いいたします。

(「特にありません」という声あり。)

○委員長 では、以上で審議を終了し、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 10時47分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 **松 田 穰**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **西 村 容 子**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **池 田 倫 拓**